

# 特定非営利活動法人さとやまから 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人さとやまからという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県御所市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、中山間地域における諸問題に対して、棚田における農業生産、耕作放棄地の復元利用、動植物の保全、森林の管理、最新のテクノロジーの導入と研究、企業研修・農学校・イベントなどによる社会への啓発に関する事業を行い、中山間地域における農業、環境問題の改善、農村と都市部の連携、農村の新しいコミュニティーの醸成に寄与する。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る事業
- (2) 観光の振興を図る事業
- (3) 農村漁村又は中山間地域の振興を図る事業
- (4) 環境の保全を図る事業
- (5) 科学技術の振興を図る事業

### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 農作物の生産・加工・販売事業
  - ② イベントによる普及啓発事業
  - ③ 農村振興に関する教育・研修事業
  - ④ 学術機関との調査・研究事業
  - ⑤ 農村振興に関する観光事業
  - ⑥ 農村振興のための受託・協業事業
  - ⑦ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
  - ① その他の生産・加工・販売事業
  - ② その他の教育・研修事業
  - ③ その他の受託・協業事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- 2 この定款に定める以外の会員に関する規定は、理事会で別に定める。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繙続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以下
  - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事は、理事会において選任する。

- 2 監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、又は監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に關し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第19条 この法人に、事務を処理するための事務局を設け、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第5章 総会

### (種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

### (権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 監事の選任又は解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 資産管理の方法
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他運営に関する重要な事項

### (開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

### (招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

### (定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### (表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がいる場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

#### (構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に拘わらず、理事全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示

をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### (事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 捐出金品の不返還

(捐出金品の不返還)

第54条 既納の入会金、会費及びその他の捐出金品は、返還しない。

## 第11章 雜則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 矢口大樹

副理事長 島山拓也

理事 阿南誠子

監事 戸上昭司

3 この法人の設立当初の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和6年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- |             |    |        |             |
|-------------|----|--------|-------------|
| (1) 正会員入会金  | 0円 | 正会員会費  | 3000円（1年間分） |
| (2) 贊助会員入会金 | 0円 | 賛助会員会費 | 1500円（1年間分） |
| (3) 学生会員入会金 | 0円 | 学生会員会費 | 1000円（1年間分） |

7 この法人の設立当初の主たる事務所所在地は、奈良県御所市西佐味984番とする。

役員名簿

特定非営利活動法人 さとやまから

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	やぐちだいじゅ 矢口大樹		
理事	あなんせいこ 阿南 誠子		
理事	しまやま たくや 島山 拓也		
監事	とがみしょうじ 戸上 昭司		

## 設立趣旨書

### 1 趣 旨

日本は、国土の7割が山林であり、温暖で降水量が多く、世界の中でも珍しい山紫水明の豊かな資源に恵まれた国です。そして、山林と平野部の境界に位置する中山間地域には、その自然資源を利用して持続可能な生活を営む「里山」と呼ばれる農村コミュニティが存在します。

しかしながら、現在、都市への人口流出によるコミュニティの高齢化と就農者の急激な減少により、里山の荒廃が加速しています。里山の荒廃は農業の衰退だけでなく、野生動物による農作物被害や人的な被害の増加、降雨の涵養機能の低下、生物多様性による豊かな自然環境や日本の原風景である農村の景観の破壊に繋がります。私たちは、この危機的な状況を少しでも回避するために里山の維持保全活動を行なっていますが、今後さらに重要になると予測しています。

また、多くの人が「里山はほっとする場所」と感じるよう、日本人共通の「ふるさと」の象徴であり、国のかたちをつくる大切な場所だと言えます。したがって、里山の維持保全は国土保全と同義と捉えて良いと思います。

以上の理由で、私たちは里山の維持保全の重要さを伝え活動してきました。里山の維持保全を進めるためには、農業などの産業の喚起、移住促進、景観保全のための管理作業等が必要ですが、広大な面積の中山間地域においては、国からの支援だけでそれらを実行するには十分ではありません。

私たちの目的は、農産物生産、農産物の二次的活用、観光資源としての里山の活用、一般市民への里山に関する知識の普及、里山における新しい産業の創出を行い、農村と周辺部からの関係人口が協働することによって里山の再生を促進させ、ひいては日本の国土、環境、景観の保全に貢献することです。このような活動を行うに際して、個人では難しい各種契約を締結する必要性が生じます。また社会に認められた非営利活動を行う法人格を持つ団体を設立することにより、上記の目的を達成できるとの考えに至りました。

よって、ここに特定非営利活動法人を設立し広く展開していくことをするものです。

### 2 申請に至るまでの経過

- 令和5年4月 設立発起人主催による説明を行う
- 令和5年6月 設立メンバー12名を集める
- 令和5年8月 設立に関する勉強会を実施する
- 令和5年9月 申請機関への相談・申請書類の準備を始める
- 令和6年3月1日 設立総会を開催する

令和6年 3月 1日

特定非営利活動法人 さとやまから  
設立代表者 杉浦英二

※ 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番です。

令和6年度事業計画書

令和6年1月1日 から令和6年12月31日まで

特定非営利活動法人 さとやまから

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込額(千円)
<u>農作物の生産・加工・販売事業</u>	蕎麦の栽培 蕎麦粉・蕎麦製品の販売	8~11月 4~3月	御所市内 御所市内	15人 3人	不特定多数 不特定多数	63
<u>イベントによる普及啓発事業</u>	手打ちそばイベントの実施	11月	御所市内	15人	不特定多数	55
<u>農村振興に関する教育・研修事業</u>	(特になし)					
<u>学術機関との調査・研究事業</u>	大学期間と里山の課題抽出・技術課題			2人	不特定多数	
<u>農村振興に関する観光事業</u>	蕎麦花の観光ツアー	9月	御所市内	5人	不特定多数	24.5
<u>農村振興のための受託・協業事業</u>	地元酒蔵との協業による酒米栽培 地元里山農地の草刈り代行	4~11月 年4回	御所市内 御所市内	2人 2人	不特定多数	1,230 30
<u>その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</u>	(特になし)					

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	支出見込額(千円)
<u>その他の生産・加工・販売事業</u>	(特になし)				
<u>その他の教育・研修事業</u>	(特になし)				
<u>その他の受託・協業事業</u>	(特になし)				

令和7年度事業計画書

令和7年1月1日 から令和7年12月31日まで

特定非営利活動法人 さとやまから

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込額(千円)
<u>農作物の生産・加工・販売事業</u>	蕎麦の栽培 蕎麦粉・蕎麦製品の販売	8~11月 4~3月	御所市内 御所市内	15人 3人	不特定多数 不特定多数	75 50
<u>イベントによる普及啓発事業</u>	手打ちそばイベントの実施 店舗シェアによる新農産業	11月 月1日	御所市内 奈良市内	15人 4人	不特定多数 不特定多数	110 180
<u>農村振興に関する教育・研修事業</u>	企業向け里山リトリート	月1回	御所市内	2人	不特定多数	840
<u>学術機関との調査・研究事業</u>	大学期間と里山の課題抽出・技術課発			2人	不特定多数	
<u>農村振興に関する観光事業</u>	葛城花の観光ツアー 宿泊型農村観光	9月 通念	御所市内 御所市内	5人 5人	不特定多数 不特定多数	29.5
<u>農村振興のための受託・協業事業</u>	地元酒蔵との協業による酒米栽培 地元里山農地の草刈り代行	4~11月 年4回	御所市内 御所市内	2人 2人	不特定多数	1,230 30
<u>その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</u>	(特になし)					

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	支出見込額(千円)

その他の生産・加工・販売事業	(特になし)				
その他の教育・研修事業	(特になし)				
その他の受託・協業事業	(特になし)				

設立当初の事業年度 活動予算書			
令和6年1月1日から令和6年12月31日まで			
		特定非営利活動法人さとやまから (単位:円)	
科目	定非営利活動に係る額	その他の事業	合計
I 経常収益			※閏数をフ
1. 受取会員費			
正会員受取会員費	30,000		
賛助会員受取会員費	0		
.....	0		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
.....	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....	0	0	
4. 事業収益			
農産物販売事業収益	25,000		苗芽畠10a
加工品販売事業収益	46,600		苗芽畠10a
イベント事業収益	140,000		イベント1回
農村ツアーア事業収益	75,000		苗芽花ツア-
農村振興協業事業収益	1,440,000		水田60a
農村振興受託事業収益	31,000		草刈り代行
受取利息	0		
5. その他収益			
雑収益	0		
.....	0	0	
経常収益計			1,787,600
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
業務委託	1,402,500		
その他経費計	1,402,500		
事業費計			1,402,500
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		

	消耗品・軽食	59,850					
	その他経費計	59,850					
	管理費用計			59,850			
	経常費用計			1,462,350			
	当期経常増減額			325,250			
III	経常外収益				0		
1.	固定資産売却益	0					
	.....	0					
	経常外収益計			0			
IV	経常外費用						
1.	過年度損益修正損	0					
	.....	0					
	経常外費用計			0			
	当期正味財産増減額			325,250			
	設立時正味財産額			0			
	次期繰越正味財産額			325,250			

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和7年度 活動予算書			
令和7年1月1日から令和7年12月31日まで			
		特定非営利活動法人さとやまから (単位:円)	
科目	定非営利活動に係る事	その他の事業	合計
I 経常収益			※勘数を
1. 受取会費			
正会員受取会費	60,000		20人
賛助会員受取会費	15,000		10人
.....	0		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
.....	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....	0	0	
4. 事業収益			
農産物販売事業収益	50,000		蒲安畑20a
加工品販売事業収益	93,200		蒲安畑20a
イベント事業収益	610,000		イベント2回+蒲安店
農村ツアーア事業収益	75,000		菖北花ツア
農村振興に関する研修事業	990,000		里山研修・年6回実施
農村振興協業事業収益	1,440,000		水田60a
農村振興受託事業収益	31,000		草刈り代行
受取利息	0		
5. その他収益			
雑収益	0		
.....	0	0	
経常収益計			3,394,200
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
業務委託	2,544,500		
その他経費計	2,544,500		
事業費計			2,544,500
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		

	減価償却費	0						
	支払利息	0						
	消耗品・耗材	93,000						
	その他経費計	93,000						
	管理費用計				93,000			
	経常費用計				2,637,500			
	当期経常増減額				(766,700)			
III	経常外収益							
	1. 固定資産売却益		0					
	.....		0					
	経常外収益計				0			
IV	経常外費用							
	1. 過年度損益修正損		0					
	.....		0					
	経常外費用計				0			
	当期正味財産増減額				766,700			
	前期繰越正味財産額				325,250			
	次期繰越正味財産額				1,081,950			

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。